

## 令和2年度図書館等職員著作権実務講習会に参加して

田中舞衣

### 1. はじめに

令和2年9月24日(木)～9月25日(金)に、京都大学吉田南総合館南棟にて文化庁著作権課主催の「令和2年度図書館等職員著作権実務講習会」が実施された。

本講習会の目的は、著作権法施行令(昭和45年政令第335号)第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設の職員に対し図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を習得させることであった。

本稿では著作権実務講習会の講義内容を中心に報告する。

### 2. 著作権法概論(Ⅰ)

文化庁著作権課の宇山雄大氏より、「著作権制度の沿革」や「著作権の概要」について講義が行われた。

そもそも、著作権法の目的とは第1条に定められており、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」である。私は今まで著作権法は著作者(創作者)の権利を保護するための法律ととらえていた。しかし、過度な権利の保護はかえって著作物の利用を滞らせるため、権利を保護すると同時に制限することによって著作物の公正な利用を確保し、文化の発展に寄与していることを学んだ。また、著作者とは、「著作物を創作する人」のことで、通常であれば、実際の創造を行う個人が著作者となり得る。しかし、著作者とは必ずしも著作物を創作した個人のみを指すのではなく著作権法第15条に示される条件をすべて満たす場合には法人、その他の使用者が著作者となる場合があるため、注意が必要である。

### 3. 著作権法概論(Ⅱ)

文化庁著作権課の課長補佐、池野浩幸氏より「著作者の権利」や「著作隣接権」について講義が行われた。

著作物とは、著作権法第2条で「思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている。そのため、人の思想や感情を伴わない単なるデータ(富士山の高さは3,776メートル等)やアイデアに留まるもの(表現されていないもの)は著作物とは判断されない。

広義の「著作権」は「著作隣接権」と「著作者の権利(著作権)」に分かれる。「著作隣接権」とは著作物などを人々に伝達する者(著作隣接権者)に与えられる権利のことである。著作隣接権者には、実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者がある。「著作隣接権」は無方式主義であるため登録等は不要で、実演等を行った時点で自動的に付与される。「著作者の権利」とは著作権者が自ら著作物を利用することができ、他人に著作物を無断で利用されない権利である。「著作者の権利」についても、無方式主義であるため登録等は不要で、著作物を創造した時点で自動的に付与される。また、「著作者の権利」は、さらに、「著作者人格権」と「著作権(財産権)」に分かれる。「著作者人格権」は著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利であり、創作者としての感情を守るためのものであるという性質から譲渡や相続ができない一身専属の権利である。「著作者人格権」には、「公表権(無断で公表されない権利)」、「氏名表示権(名前の表示を求める権利)」、「同一性保持権(無断で改変されない権利)」がある。一方で、「著作権(財産権)」は財産的利益を守るためのもので、譲渡や相続が可能である。著作物が創造された時点では、通常であれば「創作者=著作権者」であるが、上述したように、著作権(人格権)は譲渡や相続が可能であるため、創作者と著

著作権者が異なる場合があります、注意が必要である。

#### 4. 著作権法概論（Ⅲ）

文化庁著作権課の著作権調査官、高藤真人氏より「他人の著作物等を利用する方法」や「著作物等の例外的な無断利用ができる場合」について講義が行われた。

他人の著作物を利用するためには原則として著作権者の許諾を受ける必要がある。しかし、「保護の対象でないもの」や「保護期間が切れているものの場合」、「権利制限規定による例外の場合」などは許諾を得ずに他人の著作物を利用することができる。まず、著作権法の保護の対象となる著作物とは、「日本国民の著作物であること」、「日本で最初に発行された著作物であること」、「条約によって保護の義務を負う外国の著作物であること」のいずれかに該当しているものである。つづいて、保護期間とは「著作権」や「著作隣接権」などに定められている一定の存続期間のことをいう。例えば、「著作者人格権」は一身専属の権利であるため、保護期間は著作者の「生存している期間」である。一方で、「著作権（財産権）」の保護期間は、著作者が著作物を「創作したとき」にはじまり、原則として著作者の「生存している期間」+「死後70年間」である。なお、保護期間の計算方法を簡単にするため、すべての期間は、死亡・公表・創作した年の「翌年の1月1日」から起算される。さいごに、「権利制限規定による例外」で許諾を得ずに利用できる場合とは、例えば、私的使用のための複製や教育目的の複製、司法・立法・行政のための内部資料としての複製等である。

#### 5. 著作権法各論（Ⅰ）

文化庁著作権課の著作権調査官、高藤真人氏より「図書資料の複製等」について講義がおこなわれた。

上述の通り、著作物の利用の際には原則として著作権者の許諾が必要である。しかし、図書館等の公共的機能に着目し、一定の条件を満たせば著作権者の許諾が不要とされている。図書館等で提供されている複製サービスはその一例である。「主体が図書館等であること」、「営利目的でないこと」、「図書館等が所蔵している資料を複製すること」、これらの条件を遵守したうえで、「利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するためにすでに公表されている著

作物の一部分を一人につき一部提供する場合」、「所蔵資料の保存のために必要がある場合」、「他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料（絶版資料等）の複製物を提供する場合」のいずれかに当てはまる場合に、図書館等は著作物の複製サービスなどを利用者に提供することができる。

#### 6. 著作権法各論（Ⅱ）

文化庁著作権課の著作権調査官、高藤真人氏より「視聴覚資料の利用等」について講義が行われた。

非営利・無料の場合の上演や貸与等や障害者のための複製について学んだ。視覚障害者のための複製等については、すでに公表され、著作物の題名などの出所を明示したうえで、著作物を点字に訳して複製することが可能であり、この場合は権利者に許諾を取らず、誰でも複製することができる。また、視覚著作物を音声にするためには、上記の条件に加えて、公衆に提供されていないことなどを遵守することが必要であることを学んだ。

#### 7. おわりに

これまで、「著作権」という言葉は日常で耳にし、目にすることはあったが、著作権についての知識は曖昧で、不確かなものであった。今回の講習会を受講し、著作権とは何かを学び、著作権法がどのような目的で制定されているかなどを知ることができた。特に印象的であったのは、「著作者が必ずしも著作権者ではない」ということである。現在私が担当している学術機関リポジトリの業務において、コンテンツを登録するためには著作権者から複製権と公衆送信権の許諾を受ける必要がある。その際著作権者の確認が欠かせないが、執筆者、出版社、学会など様々な主体が著作権者となる場合がある。そのため、「論文を書いた人（執筆者）が著作権者である」と解するのではなく、「著作者が必ずしも著作権者ではない」ということを日ごろから念頭に置き慎重に業務に取り組みたい。また、自身が勤めている図書館が、利用者に提供している様々なサービスの根拠を学ぶことができ、とても貴重な機会となった。著作権法は、社会状況の変化に対応するために、内容が改正されていくものであるため、今後も継続して著作権法について学んでいきたい。

## 8. 参考文献

- 文化庁著作権課「著作権法各論（Ⅰ）図書館資料の複製等」  
（2020）
- 文化庁著作権課「著作権法各論（Ⅱ）視聴覚資料の利用等」  
（2020）
- 文化庁著作権課「著作権法概論（Ⅰ）」（2020）
- 文化庁著作権課「著作権法概論（Ⅱ）」（2020）
- 文化庁著作権課「著作権法概論（Ⅲ）」（2020）
- （たなか まい 図書館事務室）